

参议院建設委員会會議録第十三号

昭和三十八年三月二十六日(火曜日)

午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長

木村禮八郎君

理事

石井 桂君

稲浦 鹿蔵君

増原 恵吉君

武内 五郎君

委員

岩沢 忠恭君

小山邦太郎君

田中 清一君

三木與吉郎君

瀬谷 英行君

田中 一君

中尾 辰義君

田上 松衛君

國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

政府委員

建設政務次官 松澤 雄蔵君

建設省都市局長 谷藤 正三君

建設省道路局長 平井 學君

事務局側

常任委員 武井 篤君

会専門員 井上 孝君

説明員

建設省都市局 区画整理課長 井上 孝君

本日の會議に付した案件
○土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(木村禮八郎君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

土地区画整理法の一部を改正する法律案、共同溝の整備等に関する特別措置法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○田中一君 前回の委員会で要求しておいた資料のうち、土地区画整理組合施行状況の調べが出ておりますから、これを説明して下さい。

○政府委員(谷藤正三君) 「土地区画整理組合施行状況調査」という一枚目の紙がございます。これは、この前御質問のございました点につきまして、一応整理いたしましたのがこれでございますが、第一欄の戦前と書いてありますが、これは、昭和二十年以前のものでございまして、地区数が千地区、それから面積が一億五千四百五十万坪、その中で、新法施行以前に換地の処分が終了いたしました分が八百八十二地区、九千三百三十一万三千坪でございます。それから新法の切りかえ前に、切りかえは三十五年でございますが、三十五年までに換地の処分が完了いたしました分が百四十四地区、千二百七十九万坪でございます。それから、三十五年以降に換地の処分が完了いたしました分はございせん。したがって、新法切りかえ前に換地の処分が完了いたしました合計が九百九十六地区の一億四千四百三十万坪でございます。で、たていま実施中の、そのあと引き続いて実施中のものが、四地区の百三十四万七千坪という状態になっております。

戦後の新法施行以前の分につきましては、地区数が三十六地区、三百九十二万六千坪、それから途中で、新法切りかえ前に換地の処分が完了いたしました分は、その次の欄で、三十一地区、二百二十四万坪でございます。したがって、計も同じ数字になります。いま、そのあと事業実施中、まだ継続しておりますのが、五地区の百六十八万五千坪でございます。

それから戦後の新法施行以後におきましてやりました分が、合計しまして百七十五地区、千六百六十六万二千坪でございます。三十五年以降に換地の処分が完了いたしました分が、そのうちの二十六地区、五十六万二千坪でございます。合計もそれと同じでございます。したがって、たていま実施中のものが百四十九地区、千五百六十六万坪でございます。

最後に総計してございしますが、備考欄のところ、三十四年、三十五年の両年にわたって、旧法の十二地区、組合施行分につきましては三地区、三十六万六千坪、それから旧法の十三地区、公共団体の施行分の三十五地区、五百六十四万八千坪、合計しまして、三十八地区の六百一十四万四千坪につきましまして、完成させるために重要施設整備事業といたしまして、二分の一の補助で国費三億円の事業費で、六億円の手当措置をいたしまして進めております。この組合分に対しましては、こ

れは管理費負担金という形になっておりますので、ちょっと下のほうの十三条とは若干意味が違いますが、こういう形で進めておる状態でございます。

○田中一君 二ページ目のものがその内訳ですか。それも説明して下さい。

○政府委員(谷藤正三君) 二ページ目の分につきましては、これは田上先生からこの前話がありました、つまり組合施行でない部分の国庫補助によります区画整理事業の実施状況で、田中先生のお話のときに関連いたしました。戦災復興とか、接収解除地区とか、災害復興関係とか、そういうものがどういふふうになっているかというふうな話でございますので、それをまとめまして、どういふふうな状況で進んでいるかというのを一覽表に示したものでございます。

○田中一君 説明して下さい。

○政府委員(谷藤正三君) 戦災復興事業でございますが、二十一年の十月九日の特別都市計画法に基づきまして戦災復興の都市の指定を受けた百十五都市、そのうちの三都市は中止いたしました。八都市が町村合併によりまして、百四都市になっておりますが、二十四年六月二十四日に再検討して、五カ年計画を閣議決定いたしました。その当時完了いたしました二十四都市の面積百二十四万二千坪を除いた残りの八十の都市につきまして、八千五百六十八万八千坪を五カ年計画として実施

したのでございますが、再検討のあとの事業の推移が、その次の(2)以下に書いてございます。換地の分の終わりましたのが、三十九都市の千六百二十万八千坪、この中には一部処分の終わらないものが十五都市含まれております。それから換地の分の完了というものが五十六都市の六千八百八十六万坪でございます。この中には一部処分済みの十五都市を含んでおります。三十四年度限りで戦災復興事業に対する国庫補助が打ち切られましたので、その間別途事業といたしまして、次のとおり国庫補助の道を開きまして引き続き施行していくものが、下の欄に書いてございますところの事業でございます。戦災復興都市改造事業といたしまして、三十一年から三十七年度に採択になりました分が、四十一地区、千八百七十七坪、それから港湾地帯の整備事業といたしまして、大阪が一地区、四百万一千坪、それから接収解除地区の整備事業といたしまして、神戸につきまして一地区の二十二万三千坪、合計しまして、三十三都市の四十三地区、千四百四十一万一千坪でございます。その他のものは、全部公共団体の単独事業として実施している状態でございます。

それから新規に都市改造事業として取り上げられたのが、九十六地区の千八百万坪、それから接収解除地区の整備事業といたしまして、一地区、横浜でございますが、四十二万三千坪、それから災害復興事業といたしま

第十二部 建設委員会會議録第十三号 昭和三十八年三月二十六日【参議院】

して、七地区、これは終わりのほうにカッコして地区名を書いてございまして、これが七十八万一千坪、合計しまして、国庫補助の事業といまして、百四十七地区、三千三百六十一万五千坪と、こういうふうな状態に進んでございまして、以上でございまして。

○田中一君 前回の委員会、一応政府の宅地計画全般についての質問をしておきまして、これは、きよりの午後、予算委員会の第三分科会で建設大臣から答弁を聞くことにしまして、一応政令が出るはずになっておりますが、政令の案は、これはせんだつて説明を聞かなかつたのですが、これをひとつ説明して下さい。

○政府委員(谷藤正三君) この前資料としてお配りいたしました政令案でございまして、今そのほかの、法制局等ともいろいろ協議の問題がございまして、若干まだテニラへの筋が変わると思ひますが、大体のおもな筋は、大蔵省とも詰めておりますので、その大きな変化はないと思ひます。

第一の条項でございまして、第一は、貸付の限度でございまして、これは土地区画整理法に基づきまして、事業費として算定されてくることの基準に合つたもの、その事業費に對しまして、費用の三分の一以内、これを貸付の限度とするというのを第一に書いたものでございまして。

第二の項でございまして、第二の項は、地区の選定の条件をどういふふうにするかということにございまして、その中の第一号は、施行地区の面積を二十ヘクタール——約六万坪でございまして、それ以上である。それからその二号は、道路につきましては、幅員

十二メートル以上のものが入つてゐるということにございまして、それから第三は、減歩の率をどのくらいにするかということにございまして、減歩の率は、この前御説明いたしましたように、もとこの原面積につきまゝとすると、普通二五から三〇％になります。土地の測量の目のふぞろいがございまして、それを清算いたします。大体二二から二五くらい、こういうふうになっておりますので、この政令では二五以上であるということにいたしました。公園、道路その他のものが一応十分にとられるという限界で押えてございまして、四のところに書いてございまして、市街地としての事業面積に對する割合がどのくらいの大きさが必要とするか、これには大部分を占める計画であるというふうにきめてございまして、大部分と称しますのは、大体七割程度を目ざしてございまして、それから、その次の第三でございまして、

○田中一君 ちょっと待つて下さい。○委員長(木村福八郎君) ちょっと速記をとめて。○速記中止

○委員長(木村福八郎君) 速記を始め都市局長、引き続き政令案の要綱について御説明下さい。

○政府委員(谷藤正三君) 引き続きまして第三でございまして、第三は、法の百二十一条の二の第三項に定めてございまして、その目的以外の目的に使用された場合とか、あるいは貸付条件に違反した場合の利子に相當する一定金額の徴収をするときの加算金の利子

の計算方法を定めたものでございまして、第一のほうは、利子につきましては、百円につき一日三銭という考え方、第二は、徴収金額に對しまして、国の貸付と県の貸付と両方ございまして、それで對しては、貸付金は国の貸付金の額の割合を乗じまして、その乗じました分につきましてそれを国に納めてもらひ、こういうことを定めた項でございまして。

第四につきましては、償還方法であります。償還方法は、法によりまして一定の据置期間を置きまして、その後は均等の半年償還という方法で定められてございまして。

第五は、繰り上げ償還の場合のことを定めたものでございまして、これを目的以外の目的に使用した場合とか、貸付条件に違反した場合には、繰り上げ償還を命ずるということに定めたものであります。第二のところは、償還期限を延長する場合のこととございまして、これは災害が起きたり、あるいはまた経済事情が急に著しく変動した場合に、九十六条の第一項によりまして、その施行に充てるための保留地の処分が困難になつてくるということも起きますので、その場合のことを考へまして償還期限を延ばすことができるとしたわけでございまして。

第六は、償還金の繰り上げ、償還金の延滞金でございまして、これは償還金もしくは繰り上げ償還をさせた場合の、そのときの償還をしないで延滞した場合のことでございまして、その場合には、一日三銭の割合で計算した延滞金を徴収することができるといふうに定めたものでございまして。

第七は、債権保全の条件でございまして、これは担保を提供させるか、もしくは保証人を立てる、そういうふうにしななければならないことを定めてございまして。保証人は、貸付金の貸付を受けた組合と連帯で債務負担するものとするといふうに定めて、保全の条件を第七で定めたものでございまして、以上でございまして。

○田中一君 この支払の過怠金といふものは、こういうものの金利を三銭にしたのは、これは、いろいろありますけれども、たとえば税金等の延滞利子と額は同じですか。

○政府委員(谷藤正三君) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の十九条に基づきまして、同じように定めたものでございまして。

○田中一君 それが三銭なんですね。○政府委員(谷藤正三君) そのとおりでございまして。

○田中一君 この第二の基準の二十ヘクタールというところは、大体において、住宅公団あるいは住宅金融公庫等が行なつておる宅地開発と同じ規模ですか。それとも、私は少し小さいような気がするのですが、都市計画の指定といふことになる、最小が二十ヘクタールとなつておりますが、この点はどうか。

○政府委員(谷藤正三君) 今の組合の施行の割合を見ますと、大体において、一万坪とか二万坪とかいう小さなものもございまして、普通の場合には、五万坪以上三十七万坪ぐらいまでの間がございまして。平均いたしまして、大体、十五万坪といふくらいのことところが普通でございまして、ただその場合に、途中で、名古屋とか東京とか大阪とか、そういうような大都市の周

辺で、まわりが区画整理をやつておりまして、しかも、中央環状とか、いろいろな都市計画上の大きな街路が必要になつてくるというふうな場所がございまして、まわりからせめられますといふと、五万坪ぐらゐしかできないといふふうな場合もございまして、二五という条件で押えることにいたしました。少なくとも、期待価格によつて、非常に高い用地費を出さなくても、組合を善導することによりまして、公共用地が生み出せるということにございまして、六万坪という数字にしてございまして。

○田中一君 貸付金の額は、数字的に物理的に、何ヘクタールなり、何万坪に幾らというように、機械的にそれが算定されるものでしょうか。それとも、その市街地の価値、いわゆる保留地の売却による収益、こういうものと見合つたものをやるというのか。これはやはり基準として行政指導なり何なりしない、やはり全国的にバランスがくずれてくるわけですね。問題は、金を返してもらいたい、これは返してもらうのですから、返せる財産といふものが、計画の上で浮かび上がつてこない、融資をしなくなるのじゃないかと思ひます。その点はその地区々々で、その規模に應じて、融資額というものが異なつてくると、これはやはり当然その保留地の売却による金を返すと、返還金の額に見合ふといふものに考へてゐるのか、それとも、どんぶり勘定でもつて適当にやるといふことになつてゐるのか、その点の指導はどういうことですか。

○政府委員(谷藤正三君) 一応前提と

いたしましては、保留地は三年目に生まれてくるというふうに考えておりますし、総事業費の大体三分の一を限度とするというふうにきめましたもの、最初の二年間というものは、ほとんど全部自分の借入金によって支出しなければならぬ。ですから、毎年度、法によりまして、事業計画は全部できて参りますので、その事業計画に應じた範囲内において、最初のうちは毎年度の事業費に該当するものを出す、それから三年目から保留地が生まれますならば、保留地の分は差し引いて、年度内の事業費以下のもので出さなければならぬに考えております。したがって、全体の面積その他の料金によりまして、事業費がわかつておりますから、その事業費と自分のところに入ってくる収入と見合いました分の、それ以下ということで限界を押えております。

○田中一君 そすると、融資の基準は、事業費の額の何%かというように、融資の基準をきめるのか、どういうことになっているのですか。

○政府委員(谷藤正三君) 全体を出しまして、三分の一以下につきまして、事業費のワケの中できめていくということに相なっております。

○田中一君 大体この当該地区というのは、既成市街地に接続する地点を主として選ぶのか、あるいは新都市を作るために、山林なり原野というものを包含した、直接には接続しないという地点を選ばれようとしているのか、その点の考え方はどうなんでしょうか。

○政府委員(谷藤正三君) 区画整理組合の施行を奨励するという前提から参りまして、ある程度、この前、工事費

の全部の採算をとりましますという、少なくとも四割三分以上、つまり原価に對しまして値上りがなければ、事業として成り立たないということを申し上げました、組合として施行させるためには、ある程度やはり市街地がすぐ宅地化していくという場所でないといけませんし、同時にまた、二〇%以上の公共用地を生み出させるというふうなことを前提にいたしますというところ、新しい宅地を構成するという場合に、ちょっと無理があると思ひます。したがって、大体名古屋とか、東京とか、そういうふうな主として既成市街地に接続いたしまして、なおかつ国として、あるいはまた公共団体といたしまして、都市計画として道路、街路その他のものを作らなければならぬような場所、そういうものに限定されてくると考えております。

○田中一君 保証人は、たとえば組合の中の個人というのか、組合員であつてもかまわぬわけですか、組合員の個人を考えているのですか、それとも、全然組合員外の個人を考えているのですか。

○政府委員(谷藤正三君) 組合の施行の確実を期するために、組合員の役員を一応考えております。

○田中一君 じゃ、組合員の個人でいいということですか。

○政府委員(谷藤正三君) 組合員の中のもの……

○田中一君 個人ですか。

○政府委員(谷藤正三君) 組合を設立するまでは個人でございます。それから宅地の問題になりますという、そ

の組合員の持つてゐる宅地が、第一条件として入つてくると思ひます。

○田中一君 この問題については、大體いいです。その点、あとで建設大臣が見えるそうですから、建設大臣に、総合的なものを一、二点質問することにして、とりあえずこの質疑はあとに残します。

○委員長(木村禎八郎君) ほかに土地区画整理法の一部を改正する法律案についての御質疑がございしますか。(なしと呼ぶ者あり)

○委員長(木村禎八郎君) それでは、共同溝の整備等に関する特別措置法案に対する御質疑がございしましたら御質疑を願ひます。

○田中一君 前回の委員会でもいろいろ質疑を尽きてきておりますけれども、今回の予算措置の範囲内というところ、どうも宣伝ばかりが多くて、実質が伴わないという印象を受けるのですけれども、これも何か建設省が大好きな五カ年計画とか十カ年計画とかというものを策定することのほうが国民としてはびんとくるわけなんです。当面困るから、この部分だけはどうしても他の関連事業もあるからやろうではないかというところだけでは、これは今まやっていくことなんです。何も法律によつてこれを行なわないでもできるのです。そこで、何か将来の考え方として、五カ年計画なり、十カ年計画なりというものを立てよう、策定しようというふうな考え方はないのですか。また、そういうことが論議されたことはありませんか。

○政府委員(平井學君) お答えします。実は昨年末予算案を作る際にいろいろ研究しました結果、いわゆる緊急三カ年事業というものが、これはついに表には出なかつたのでございしますが、予算案編成の途中におきまして、緊急三カ年事業というものを想定しまして、その中の重要項目の一つとして、大都市に共同溝を三カ年で約三十キロ、延べで三十二、三キロ作る、こういう計画を作つておたつたのでございします。御案内のように、予算編成の過程におきまして、この緊急三カ年計画は、他の項目と一緒に一応三カ年計画という名前をつけてもらつたことができなかったものでございしますが、それはそれとして、実質的には、その一環として今回御審議をお願いしておる延べキロにしてわずか約三十キロでございしますけれども、これは単独のものでございしません、この生まれ出ました緊急三カ年計画の一環としてわれわれは考えております。したがつて、昭和三十三年年度以降におきまして、道路整備計画が拡大した形において改定される場合には、私どもは当然、その中に五カ年計画といたしましてこれを盛り込みたいと思ひます。その基盤になるものは、昨年考えさせていただいた緊急三カ年計画の三十二キロ、これを出発点といたしまして、五カ年計画の改定の際に計画的に盛り込んでいきたい。範囲は、中心はやはり東京になりますけれども、大阪名古屋その他の人口過密で非常に問題の起つてゐる大都市について五カ年計画でやりたい、かように考えておる次第でございします。

○田中一君 その三十二キロの計画

案、それを資料としてこの次の委員会に出して下さい。

○政府委員(平井學君) お尋ねであります、緊急三カ年計画で考えた三十二、三キロでございしますか。

○田中一君 ええ。そこで、これは幹線に埋設することになるわけでありまして、けれども、せんだつても聞いたと思ひますけれども、新しい都市づくりの場合には、必ずそういう計画は一応考えていくのだというふうな答弁があつたと思ひますけれども、たとえば日野の多摩平の団地というものの、あそこは何戸あります、相当今後とも規模の大きな住宅団地ができることと思ひますが、そこにはむしろ相当大きな道路が開設されると思ひます。そういう計画は、もしかりに経済的な面から考へても、この法律があるなしにかかわらず、下水なり、ガスなり埋設する、いろいろな種類の公共事業的な性格のもので、これらを全部包含してやつたほうが得だということはある得ると思ひます。その場合には、この法律で規定が無理ならば、任意でそういう形の共同溝的な施設を持たせるということはおかしいと思ひます。

○政府委員(平井學君) お答えします。前回の委員会でもたしか御説明したと思ひますが、私どもは、東京都心の周りに既存の過密地域についてのみならず、むしろ先行的に新しい都市づくりの場合においては、都市局、計画局ないし通産省方面とも十分連絡をとつて模範的な計画的な都市づくりということをむしろ第一の念願といたしております。したがって、御指摘のような場合に、新しく都市地域が生まれ出る場合、どの程度規模以上の場

合にこれを積極的に勧奨するかということも、現在検討いたしております。また、ただいま御指摘のように、その法律によらずとも関係者が自発的に、また、負担区分等もこの法律に必ずしもとられず自発的に、それぞれのふところ勘定において計画をお立てになる場合には、むしろこの法律は促進こそすれ、決して制約するものじやありませんので、さような自発的な案に対しては、大いにこれをお勧めしていきたいと思っております。

なお、この法律で生まれ出る前に、すでに模範的な例としては、第二阪神国道の開設の際に、あの地域の関係事業者が道路管理者側の勧奨に基づいて、何ら法律によらずして相当な負担を、この法律に定める最低の負担をはかるにオーバーする負担をみずから買って出て、約一キロに近い大きな共同溝を作った例もございます。御説のとおり、そういうふうに勧めていきたいと考えております。

○田中一君 この共同溝から直接使用者に、各種の用途によって、分岐点とそれから分溝といいますが、支溝というのか、そういうものが生まれてくると思うのです。この辺はどこまでが共同溝で、それから、もし主要幹線だけにこれを持つならば、支線——支溝というのか、どういふ表現であつた方はしておるか、それから、それは町々でかりに基盤の目のようになっておるか、町ならばその線に持たせる、それが各使用者側のほうに電気でも水道でもガスでもいい、その規模の小さいものを持たせることが一番望ましいのです、それは勝手にどんどん引いていくのですか。

○政府委員(平井學君) お答えいたします。共同溝は、私もわか勉強で、いろいろ実地に見たり、自分で研究しましたが、ただいま提案いたしておりますのは、これはいわゆる本管幹線のパイプでございます。今おっしゃったのは、これはいわゆるサービス管——太いやつが通つていまして、それから横に出ておる枝葉のパイプは、これはわれわれサービス管と言つておりますが、各戸の家庭にガスなり、電気を一つ一つ供給する、これはサービス管、今度の法律では、サービス管のことに ついては触れておりません。外国の例等では、非常に資金の豊かなところでは、サービス管までも一括して掘り返さなくてもいいような施設をしているところもございまして、過去の例では、サービス管は必ずしもこの共同溝と同時に作られておりません。と申しますのは、サービス管は、結局各世帯の数だけございまして、それでたいへんである、また、それからサービス管は、太いパイプの至るところから出ておるわけではありませんが、やはり二百メートル置きとか、あるいは八百メートル置きとかいふふうに、一括して支線を出して、日本の場合には、歩道の下を通つて各戸に配給する、こういう形になつております。現在考えておりますのは、東京の都心部の、しかも将来ビルが高層化されて需要が非常にふえるようなものなルートに、現在の町づくりから考えて、将来非常に需要がふえるようなところに、将来何本ふやしてもいいように作つておくというのであつて、その共同溝の至るところから枝が出るというわけでありまして、サービス管を出すところは、おの

ずからそれぞれ一定の場所がございまして、それは歩道の下を通つていくというふうな仕掛けになつております。○田中一君 共同溝は、かりに四十メートル道路があると、道路の中央を通るのですか、どっち側を通るのですか。○政府委員(平井學君) これは道路側、あるいはサービス側、需要者側との話し合ひで、現在基準では、車道のほぼ中央部を通るように現在では指導しております。

○田中一君 そうすると、サービス管が一定の距離に一緒に埋設されなければ、同じような掘り返しが続くのじやないですか。○政府委員(平井學君) お答えいたします。したがつて、これはサービス管が本管から分離する地点は、あらかじめ穴があけてありまして、本管からサービス管が出るように、関係業者が共同溝整備計画を作る場合に、あらかじめ関係業者が寄つて、道路管理者側の指導に基づいて分離する点をちゃんと定めてあるというふうになつております。

○田中一君 そうすると、サービス管も共同溝の一部であると、歩道の下まで持つていくサービス管は共同溝の一部である、こういう見方なんです。○政府委員(平井學君) お答えいたします。サービス管が分離して、要するに本管に懸をあげて、そこからサービス管が共同で出る部分までを共同溝にしまして、たとえば本管から十メートルなら十メートル共同のサービス管が出ますと、そこから先は、それぞれの用途に従つて独立に走つていきますので、

その共同に用いる部分までを共同溝にしたいと、かように考えております。○田中一君 ですから、掘り返しを防ぐには、やはり歩道の下までサービス管を、どつちみち今回予定されている計画のものは、そうした要求があつて共同施設ということになるものをさしておるのでしょうか、当然歩道の下までのサービス管というものは同時に埋設されるというふうに考えていいんですかと聞いているのです。

○政府委員(平井學君) さようでございます。○田中一君 そうしなければ同じ掘り返しが続くわけですよ。そこで、ここにただちに掘り返し云々というこの理由によると、道路の掘り返しを伴う工事云々ということでもつて説明しておるけれども、もつと建設的な考え方は共同溝にもあると思うのです。この共同溝には、決して規模の大小は説明してないわけです。むしろ他に政令でもつて道路構造令はありますけれども、共同溝の構造令的な、たとえば上からの圧力に対する計算とか、いろいろなものがおそろく出されると思うのですよ、中央を通りますと。そういう場合に、掘り返しを再び起こさないということが前提なんですから、何かもう少し建設的な方というものはないのですか。その場限り——その場限りというのか、当面の計画というふうな印象づけられると思うのです。都市づくりに、あるいは都市改造には、将来は必ず共同溝というものは設けるのだと、大上段から宣言してもいいのじやないかと思つたのですが、法律案の提案理由の説明では、そういうことを当面の問題のように印象づけ

るのです。もう少しすばりと大上段からものが言えるような表現の仕方はないのですか。○政府委員(平井學君) この法案の第一条に目的を書いてございまして、確かに御指摘のように、都市づくりをする際には、いわゆる近代都市施設として、都市計画の重要な項目としてというふうに私も考えておりますけれども、直接道路管理者として考えた場合には、必要最小限度の目標をここにうたわしていただいておりますのでございまして、これは反面、道路構造の保全と円滑な道路交通の確保ということが表面に出ておりますけれども、その反面、公益事業者側から言われば、こゝろに公益物件の維持管理上も非常に利益になりますし、また、都市自体の整然たる秩序の維持という点からいっても、反射的に申しますと、同時に、そういう効果が伴うことは、われわれも大いに期待しておりますので、簡潔にうたつたのでございまして、むしろそういう都市計画を排除するものでもございせん、重要な都市施設の一つとして私も考えておることには、お説のとおりであります。

○田中一君 たとえば二条以下のこれらのものは入るのだ、結局、共同施設の中に収容されるのだといつておりますが、二条の公益事業者が収容するのだとなつておるのでしょうか。この中で、水道のない都市にまさか作ろうとしないだろうと思つたのです。それからガスのないところを作ろうと思つたのです。しかし、将来ガスをつけなければならぬということになる、やはり強制法にしたって私はい

と思ふのです。公共事業というか、公益事業というものは、私は何も全部国営にしろという意図で言つておるのではなく、目的を達するにはです。公益事業というものは、結局国民全体から吸い上げた——吸い上げたという語弊があるかもしれないけれども、その中の収益から実施されるものなんです。ですから、そういうものを強制したつていいじゃないかと思ふのです。これこれこれの事業は、必ず共同溝によるのだ、共同溝があつた場合、それはこれによつてやるのだというのをうたつたつていいだらうと思ふのです。そのくらの強い性質のものだと思ふのです。一面、これに入らぬです、これに入らない、これには反対して、自分だけは抜けますといつた場合、むろん道路の掘り返しは許可せざるを得ないのです。いやでもおうでも許可せざるを得ないのです。掘り返しを。現在ある既成市街地のこれらの施設の何にもないところに、これを全部やるといつたつて、何兆円かかるかわかりません。かりに順次やつていくにしたつて、何百兆円かかるかわかりぬのです。そういうことは絵にかいたもちですけれども、ただ、二以上のものはこれに云々と書いてありますけれども、これらのものは、必ず共同溝があつた場合、参加するのだといふことくらいは強くだつていいと思ふのです、その点はどうか。

○政府委員(平井學君) 私ども、こ

ういふ仕事を企画立案していただく立場から申しますと、ただいま御指摘のよ

てみたのでございます。いろいろな考え方を並べて検討いたしました結果が、ただいま御審議を願つておるような案でございますが、ただ私どもが日本において初めからこれを強制法にするといふことについて、とまどいまして、現在の各公益事業会社の経理内容を、私ども、必ずしも完全に把握しておるわけじゃございませんけれども、何十年來やつてきたこの会社、いきなり相当費用のかかる事業を強制的にやらせるといふことについては、いろいろ公益事業のよつて立つ基盤にどの程度響くであらうか、あるいはまた、その融資を大蔵方面にどういうふう措置してもらうか、また、この使用者のほうに、それがどういふふうにはね返つていくであらうかといふような、いろいろな点を研究をいたしたのでございます。さういふ点について、十分な、大丈夫という自信が実は十分得られる段階に至つておりません。また、現在のわが国の経済活動の建前からいいますと、いきなりこゝろに、これを強制的に、さういふ巨額な投資をしようといふことにつきましても、十分その根拠等について確信がまだ得られておりません。さういふわけで、こゝろに半ば間接強制的な要素も含み、また一面、いろいろ指導ないし勧奨する、これによつて公益事業の積極的な協力を期待すると、いろいろ勘案いたしまして、こゝろにたよる案に落ちついたのでございまして、十分さういふことも考えないわけじゃなかつたのであります。

向でもつて、御存じのように、東京でもどしどし工事を進めております。それからあなたは今、公益事業会社の経理内容にまで立ち入つてものを言つていられるけれども、公益事業会社が一番政治献金をするのです。それから、この程度の事業を計画しても、強制とはならないです。現に東電も、動力線は全部地下に埋設しております。これは知つてはいます。電電公社の架線といふものを地下に入れております。現にやつておるのです。だからひとつ次の委員会までに、電電公社、それから九電力会社、これらが、高圧線を、方向としてどういふ方向に持つていくかといふことを、資料として取り寄せて下さい。もしそれができなければ、電電公社並びに東電が東京にいますから、東電を次の委員会に参考人として呼んでいただきたいと思ふのです。さういふ方向に進んでいくことは御存じだと思ふのです。さうしてまた、新しく道路が完全に舗装されたのを、そのまま共同溝のために掘り返すといふことじゃなくして、今までの説明を伺つてみると、大体において道路を改造するとか、あるいは拡張するとかいうときに、それと関連して事業を進めていくといふことになつていくのだから、私は、さういふものをやりたい文句として、はつきりと強制したつて、一向各会社の経理内容に対する大きなマインナスになると考へておらないのです。ただ国民に仕事もしないのに期待をかけさせるという印象を与えることはよくないと思ひますけれども、それは今の政府は、やたらにそれはかりやつております。実の伴わない法律をたくさん作つて、さうして期待をさせる

といふことがたくさんある。しかし、これはもう都市生活者が常に常識として考へられているものなんです。特別な革命的なものでもなければ、これは長い間の常識です。これはだから、そのくらのうたい文句を、ふつと出したつて、一向差しつかえないと思ふ。さうしてまた、別にそのために特別な負担をするならば、起債なり何なりしたらいけないですか。少なくともわれわれの生活が脅かされる危険だけは避けるのが一番正しいと思ふのです。ましてや、公益事業です。私企業じゃないのです。それくらの意思表示がなかつたら、こゝろに法律を作つても、それこそ緊急三カ年計画で三十六キロやるといつたところが、そんなものは消されちゃつたのです。たかだか今年度の予算措置としては六億ですか、六億五千万程度のものをやつて、それで国民を感心さないでもないではないですか。こゝろにさういふところがあるが、負担なんかに、公益事業者は、常に株価もいし、いい利益をあげております。さうしてまた、空中線のほうが危険もあり災害もありかつ維持に金がかかるといつて、東電なり電電公社は、地下におさめようとする傾向が強いわけなんです。現にやつています。まあ、参考人と呼ぶんじやとても法律もおくれるからかなわないと思ふならば、ひとつ東電並びに電電公社からその資料——計画があると思ふのです、それ今お持ちならば、それを発表して下さい。お持ちなければ取り寄せて下さい。

○政府委員(平井學君) 御指摘の東電その他の資料につきましては、次回までに、これはいろいろ調べますが、間に合ふように努力いたして提出いたします。

○田中一君 さうして下さい。

これは現在の自由経済の中においても、国民全部が望んでゐることなんです。少しづつ経理内容の負担がかつても、将来を考へた場合に、公益事業といふものは中断するものじゃないのです。人類の生存とともにあるのが公益事業なんです。だから、それくらの心がまえでやつてほしいと思ふのです。

○政府委員(平井學君) お説まことに同感でございますが、三十八年度は、これを長年の要望の第一出発点にして、これを基礎にして三十九年度以降は、御指摘のような御趣旨に沿うべく大幅にひとつ拡大してやらしていただきます、こゝろに考へております。

○田中一君 今、河野建設大臣が見えたら、建設大臣に伺います。たくさん聞かせんから。

今この共同溝の整備等に関する特別措置法案を審議しているわけですから、この第一、第二、第三に示されているこの目的が、どうも遠慮し過ぎるという点を指摘している。現在ここに一から六まで示されているこれらの公益事業といふものは、共同溝におさめるんだ、こゝろにいつてゐるわけなんです。しかし、これも二つ以上の事業が一緒になつた場合に、これを「共同溝」だとして、こゝろに言ひ方をしているんです、こゝろに強制をしてもいいと思ふのです。これらの事業は、必ず当該地区にその公益事業の営業が伸びているならば、必ずそれに一緒になるんだ

というくらいの方をしてもいいと思うのです。今電電公社、それから東電の電力線ですね、東電のあれらのものは、東京至るところに地下埋設に切りかえていくわけです。道路局長に聞くと、どうもそこまで、公益事業に對する経理内容を調べてみたところ、そこまで強制してやらすことのほうが無理があるんじゃないかという感じが持て、とりあえずこれにしておくんだということを言ってますけれども、公益事業会社というものはもうけです。政治献金を盛んにやっていますから、これは間違いないことなんです。そうしてまた一面、電電公社にしても、電電公社からは政治献金はありませんが、東電なんか相当あるはずで、これは河野さんも御存じだと思ふのですが、知らないですか、全部地下に入れてるんですよ。現に強制法にして、そして強制法で経理内容に影響するといふならば、これがたとえ年間三百億やるとか百億やるとかといふならば、それに一緒になると負担者になるから金がかかるけれども、たかだか国が負担するものが六億程度のものをやっています。それで長期計画ないかと言つたら、予算要求のときに、緊急三カ年計画といふものがあつたんだという。それをこの次の委員会に持つていらつしやいと要求しているのです。同時にまた、東電並びに電電公社等が、地下埋設に切りかえていくという、事業計画があるのですから、これをひとつ資料をお出し願ひたい、こういう要求をしているのです。どうも河野さんらしくなく、ずいぶん遠慮したものでね。その点はどうなんですか。もちろん、ほんとうにこ

れが特別措置法であるけれども、基本法であるならば、私は基本的性格を持つていふと思う。これは都市づくりの基本となるべき計画です。どうも遠慮しているような気持を持つていふのですが、その点はどういふ考えでそんなに公益事業団体に対して遠慮したのか。金がなければ起債を許したつていいじやありませんか。再びそこに、たとえばその公益事業団体が、会社がどうしてもここに新しいものを施設するんだといった場合に、道路の掘り返しを禁止するわけにいきません。どうして掘り返さないでいいのです。これは国民の要求でありますから掘り返さないでいいという事です。生存の要求です、これらの公益事業といふものはすべて、どうしてこんなに弱気な法律案にしたんですか。それを伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君) 御説承つておりました、私も非常にごもつとも思ひます。思ひますが、また一面考えますと、共同溝を実施していこうといふことは、初めての試みでございます。したがつて私としては、経過のある程度どんなにいいことでもやつてみて、みんながなるほどいいと言つたときには、少々無理が過ぎますけれども、初めてのときに最初からあまり大きくいくのはどうかという気がいたしました。この程度でまずスタートしようといふことではないかと思ひます。したがつて、おそろく私は早晩、田中委員のお話のとおり三年、五年、第二次計画、第三次計画におきましては、相当飛躍的になるだらうと思ひますけれども、当面この程度で各地にひとつ試験的にやらしてみよう、そうし

てその効果について大方の御認識を得て、思い切つた措置にしよう。それでございませんと、やっぱり公共事業の負担額が加重して参りますと、そういうことに藉口して料金を上げたがる傾向が多ございませうから、しかも、電力のごときは、御承知のように、戦前のものがだんだんに戦後高値、電力発電初め料金が上がつてきておりますので、とかく電力料金の値上げの傾向にいかうとしておりますところに、新たな投資がかさんで参りますと、どうして電力料の基本に大きく響くだらうといふふうにも考えられますが、しかし一面、だれが考えましても、都市として当然やらなければならぬことだといふことになれば、それらの理解もつくだらうと思ひますので、しばらくの間この程度にしていきたいと考えて提案したわけでありませう。

○田中一君 これは今度初めてやるんじゃないでせう、前からやつていんです。経験済みなんです。歓迎してゐるんです、国民は。それで料金に云々と言ひけれども、まあ公益事業はやはりに収益ばかりあげて配当したのでは困りますけれども、何といつても安定してあります。不安定ならば必ず政府がてこ入れをすべきであります。国民の負担が重くならないような措置は、これは政治の力で解決すべきであつて、共同溝を施設したからといって、直ちに国民生活が脅かされるような値上げブームなんというものは起きるはずがございませう。起きるのは政治が悪いから起きるのです。まあ、私の今質問している要旨は、こういうなまぬるいことじゃなくて、もっと力強く主張したらどうか、こういうことを

言つていふのであつて、これはあなたに歓迎すべきであります。ところが、緊急三カ年計画、それが抹殺される、これは大蔵省が要求を削減されたんでしようけれども、事業を行なうという建設大臣が、そんな弱気じゃいけませんよ。そんなものが議事録に残れば、だれがこの次の三十九年度予算に十分な予算を盛り込もうとするものですか。不十分でございませうが、しかし、今日はこうであつて将来はこうしたいのだ、こういう答弁をしなければならぬ。いけませんよ、あなたは大臣になつたんじゃないのだから。どうも、もう一べん建設大臣から、三十九年からの予算要求なり事業計画なりといふものについて、ひとつ将来の御意見を伺つておきたい。

○國務大臣(河野一郎君) 法案審議の経過におきまして、全委員の諸君から強い御要望のありますことを十分胸に体しまして、明年度予算編成にあたりましては、最善の努力を尽くしますことをここに申し上げませう。

○田中一君 それじゃひとつ、先ほど大臣が来るまで質疑を留保した土地区画整理法の一部を改正する法律案について、建設大臣に一、二質問いたします。

今回の法律の改正によつて、特定な組合施行の事業に無利子の融資をされるというところになると、これは少なくともその地主たちは非常に大きな利益を受けるわけです。その利益を、事業を促進するといふ言葉のもとに、特定な利益を受けるという利益に對する行使といふものが、この法律の改正だけじゃ発見できないわけです。なぜかと申しますと、異常なる値上がりといふことが想定されることが多いといふことです。今まで質疑を續けておる中に明らかに、既成市街地に接統する地域が、大体においてこの事業の融資の對象となる地区であらうといふことを、都市局長は答弁されております。金利をのむといふことは言ひません。金利をのむといふことは言ひません。しかしながら、そのためにたいへんな利益を受けるといふことがあつたならば、これは政治の上から申しまして、行政の面からいつても、こういうことは特定なるものに与える利益といふことは、今日の憲法下ではなるべく避けるといふことが必要なんです。ありますけれども、今日の自由経済の社会では、もうけられる機会に幾らもうけても一向差しつかないといふことになつておられますけれども、何らか措置されなければならぬものがあるんじゃないかと、いふような気持を持つておられますけれども、大体今考えられておるところの組合施行を行なう地区の地価といふものが、どのくらいの上昇を想定し、かつまた、これに對する何らかの方法をとらうとするのかどうかという点だけを伺ひます。

そうして前回の委員会で建設大臣に全部まとめて答弁をしてくれと言つた宅地政策の全体のものにつきました。午後には持たれますところの予算委員会の第三分科会で私からじかに建設大臣に伺ひますから、今の特定なる国民に對して事業の進捗をはかるという言葉ではありますけれども、不当といふことは申しません。特別な考慮を払ふといふことは、政治的にどうであらうかといふ点についての答弁を願ひます。

○國務大臣(河野一郎君) 午後の委員

会で宅地対策の基本についてのお尋ねがあるところでございませうけれども、御承知のとおり、今ここに提案いたしてあります土地区画整理法の一部を改正して、お話のような政府は施策をしようと考えます。その基本は、申し上げるまでもなく、道路の改修ももちろんでございませうが、これを整備することによりまして宅地の造成をすみやかにしようというところにあるわけでありませう。で、一連のものを全部総括して実行することによりまして、今、さなきだに宅地の暴騰することによって、中小市民諸君の住宅建設に非常に障害を与えていることは御承知のとおりであります。それを防正していかうということが最終のねらいでございませう。でございませうから、これらのものを実行することによって、暴騰しようとする宅地の騰貴を抑止していかうということに基本の考えは置いておるわけでございます。お話のように、こういふことをやれば土地が上がるじやないか——そんなことをしなくても土地が上がる、それに無利子の金まで出すのはおかしいのじやないかというように、ことにならないように、われわれとしては最善を尽くしまして、所期の目的を達成するようにひとつ努力して参りたいと考えております。

○田中一君 私は、こうした措置については反対するものじやないのです。一つの方法です。しかし、そのために大きな問題が残されちや困るというのです。

○田中一君 私は、こうした措置について、建設大臣は、農林大臣を長くやり農林行政のエキスパートである、日本の

の第一人者であるというように聞いておりますけれども、都市計画法と農地法、これはどちらが優先するものかというところは、どう理解されておりますか。どちらが優先するか、都市計画法と農地法。

○田中一君 私は、こう理解しているのです。農地法で農地の地目変更などという問題は、都市計画法の指定によって自動的にそうなるというように私は理解するのです。むろん事務的には、法律上両大臣が協議をしなければならぬことになっておりますけれども、私としては、都市計画法の指定がされた場合には、自動的に農地法はそれに従うというような法律の建前になっていくように理解しているのですが、これは、まあ都市局長、どう考えますか、これは大臣にそのことを聞いてや悪いから。

○田中一君 私は、こう理解しているのです。農地法で農地の地目変更などという問題は、都市計画法の指定によって自動的にそうなるというように私は理解するのです。むろん事務的には、法律上両大臣が協議をしなければならぬことになっておりますけれども、私としては、都市計画法の指定がされた場合には、自動的に農地法はそれに従うというような法律の建前になっていくように理解しているのですが、これは、まあ都市局長、どう考えますか、これは大臣にそのことを聞いてや悪いから。

○田中一君 私は、こうした措置について、建設大臣は、農林大臣を長くやり農林行政のエキスパートである、日本の

成に重点を置いて、農林大臣の同意を得る範囲内において、宅地に御協力願うというところは当然だろう、こう考えまして、「同意」という言葉にかえていただきまして、「協議」という言葉にあらわすまいとして、そういう方向で行政はやっていくべきものと考えております。

○田中一君 私は、こう理解しているのです。農地法で農地の地目変更などという問題は、都市計画法の指定によって自動的にそうなるというように私は理解するのです。むろん事務的には、法律上両大臣が協議をしなければならぬことになっておりますけれども、私としては、都市計画法の指定がされた場合には、自動的に農地法はそれに従うというような法律の建前になっていくように理解しているのですが、これは、まあ都市局長、どう考えますか、これは大臣にそのことを聞いてや悪いから。

○田中一君 私は、こうした措置について、建設大臣は、農林大臣を長くやり農林行政のエキスパートである、日本の

反対して言っているのじやなくて、何か足りないものがあるのじやないかと、日歩四銭です。三銭ではないのです。これは補助金ではないのですから、補助金の場合には、これはもちろん補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭です。ところが、貸付金でありまして、したがって、この法律に基づいて三銭にするには、どうも私は法律的根拠として納得できない。国税通則法によって税の延滞と同じように扱うならば、これは二銭ないし四銭ということになっていくのですから、違わなければならぬと思うのです。これは一体、補助金なのか、補助金としてみなしておるか、貸付金としてみなしておるか、貸付金ですか、償還を伴うわけですか、その点明確でありませう。で、明確にしたいと思っております。

○田中一君 私は、こう理解しているのです。農地法で農地の地目変更などという問題は、都市計画法の指定によって自動的にそうなるというように私は理解するのです。むろん事務的には、法律上両大臣が協議をしなければならぬことになっておりますけれども、私としては、都市計画法の指定がされた場合には、自動的に農地法はそれに従うというような法律の建前になっていくように理解しているのですが、これは、まあ都市局長、どう考えますか、これは大臣にそのことを聞いてや悪いから。

○田中一君 私は、こうした措置について、建設大臣は、農林大臣を長くやり農林行政のエキスパートである、日本の

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

○委員長(木村義八郎君) 他に御発言ございませうか。御発言がなければ、谷藤都市局長にちよつと伺いたいと思ひますが、先ほどの、土地区画整理法の一部を改正する法律案の中で、延滞金の利子の問題ですね、日歩三銭という御説明がありました。それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて三銭にしたというお話ですね。そうですね。ところがこれは、この土地区画整理法の改正案による資金は、補助金ではないのです。貸付金となると、その延滞利子は、私には、国税通則法による延滞税と同じものであるのが至当ではないかと思ひます。先ほど田中委員の質問に対して、税の滞納の場合と同じと言われましたが、国税通則法では、税の滞納に

なると、法律的にいつて、どの法律に基づいて三銭というものをきめたか、はつきりしないわけです。

○政府委員(谷藤正三君) 本件は、貸付金でありますので、その延滞金につきましては、委員長から御指摘のありましたように、補助金の適正化に関する法律の規定は適用ないということになります。そこで、本件貸付金の性格に他の類似制度を参考にして本政令案要綱を作成しましたつもりでございますが、どうも勉強不足のようでありまして、委員長の御意見をも参考にいたしまして、今後十分研究させていただきます。

○委員長(木村禎八郎君) しかし、それだからといって、三銭でなければならぬ、これが適正かどうかというところが問題になりますね。そこには三銭というように規定していないでし

○政府委員(谷藤正三君) 三銭とはきめてありませんで、「大蔵大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率によるものとする。」となっております。

○委員長(木村禎八郎君) そりすると、税の延滞利息というものの、今おっしゃったような立場で定められているのですよ。これも大体常識からい

○田中一君 それは谷藤君、君を責めてもしようがない。井上君、どうなんだ、法規やっている事務官はだれですか。

○説明員(井上孝君) 区画整理課か

らお答えいたしますが、この点につきましては、先ほど政令案の要綱としてお手元に差し上げましたように、現在、最終の大蔵省との協議の結末がついておりませんので、現在その点につきましては大蔵省と協議中でございます。

○田中一君 それじゃ、その問題は残しておきます。ただ議事録に局長からの答弁が載っておりますから……。今委員長から指摘されて、君助かったのだよ。そういう不十分な、もつとも政令案であつて固まつたものでないということを言っておたから、それは一応了解するけれども、その点は、妥当な納得する形ではいけませんよ。だから、その点は関係のそういうものと同じものにするといいことですか、同じものにしなければならぬということですか。甘くてもいけない、辛くてもいけないということですか。いいですか、局長。

○政府委員(谷藤正三君) わかりました。

○委員長(木村禎八郎君) それでは、大蔵省と協議中であるという話でありますので、これに対する質問は、まあこの程度にしておきます。

別に御発言もなければ、両案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(木村禎八郎君) 御異議ないと認めます。よつて両案に対する質疑は終局いたしました。

○委員長(木村禎八郎君) 次に、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

○委員長(木村禎八郎君) 次、参考

人出席要求についてお諮りいたします。

○委員長(木村禎八郎君) 御異議ない

と認めます。よつて両案に対する質疑は終局いたしました。

○委員長(木村禎八郎君) 次、参考

人の出席要求についてお諮りいたしま

す。

次回二十八日、住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案の審査のため、師岡住宅金融公庫総裁、町田、中平住宅金融公庫副理事、扶間日本住宅公団総裁、潮、滝野日本住宅公団副理事の出席を要求することに御異議ございませんか。

○委員長(木村禎八郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、手続等につきましては、委員長に御一任願います。

○委員長(木村禎八郎君) 速記をつけ

て下さい。

午後零時十三分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月七日)

一、住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、富山県早月川の滑川市上大浦地先に砂防えん堤設置に関する請願(第二二六三号)

第二二六三号 昭和三十八年三月八日受理

富山県早月川の滑川市上大浦地先に砂防えん堤設置に関する請願

請願者 富山県滑川市長 丹羽

寒月

紹介議員 田中 一君

富山県早月川は、立山連峰に源を発し、白萩川、立山川、小又川の三大支流を合流し、中流部において小早月川を合わせ、集水面積百四十一平方メートル、流路三千二百メートルの魚流河川であるが、沿岸山地における崩壊箇所もきわめて多く、なかでも滑川市上大浦地先において河床が著しく荒廃し、ことに出水時における被害について沿岸住民は憂慮しているから、これが抜本的対策として、土砂流出防止の重要性にかんがみ、本地先に砂防えん堤の設置を早期実施するよう、特別の配慮をせられたいとの請願。